

塵芥唐櫃第80号(中倉202)より新発見の文書断片について

飯 田 剛 彦

中倉202所属の塵芥唐櫃には、繊維製品をはじめとする宝物が細かく断片化した、いわゆる塵芥が大量に収められている。うち唐櫃第80号は江戸幕府によって寄進されたいわゆる慶長櫃で、側面の貼紙や目録（「東大寺正倉院御宝物目録」〔天保7〈1836〉〕）の記載から天保の頃には既に塵芥が収められていたことが知られる。昭和50年代には比較的大きな古裂断片を選び分けてガラス装や帖装とする整理を行ったが、その際に対象とならなかった部分は未整理の塵芥として唐櫃の中に残り、現在でもその分別・整理作業を経常的に行っている。今回、その作業中に奈良時代のものおもわれる文書断片1片を発見したので、その写真（挿図1・2）と釈文を掲げ、若干の考察を加えて紹介する。

この文書は四周が破損にかかる、縦77mm、横83mmの小断片である。料紙は並厚の白楮紙で、奈良時代に使用された紙としては特に珍しいものではない。所々に虫食い孔があり、右半には褐色のシミがつく。縁辺部にも虫に喰われたような状態が認められる。表面には細かい繊維片が付着し、大豆糊のようにみえる物質が所々に観察可能である。オモテ側には墨書4行（界線は確認できず）と朱方印4顆（1顆は微存）があり、ウラ側には縦墨界5行分（1行目は僅存。界幅20～21mm）があるが、すべて空行となっている。オモテ側の記載の釈文は以下のとおりである。

釈文

□□漆町壹段壹佰□□

並去年以往□□

□□参伯肆拾玖步□□

□□段参伯肆拾玖□□

墨書は微存のもの（1行目「漆」の上方、「佰」の下方、4行目「段」の上方。4行目下端に微存する墨痕は直上「玖」の筆画の一部が分離したもの）を含め26文字が確認できる。文字はいずれも楷書体で大きさは7～11mm四方、数量記載には大数字を用いている。謹厳な筆致であり、律令公文にみられる文字と比較して遜色はない。ただし、既述のごとくオモテ側には界線は認められない（杉本一樹氏が指摘されるように、奈良時代の文書についていえば、墨界は卷子に、白界もしくは無界は一枚物に対応する傾向が認められるので、当該断片のオモテ側は一枚物の一部であった可能性が高い）。田積らしき記載1行の後ろに「並去年以往」の1行が続き、さらに田積らしき記載2行が続いている。いくつかの項目別に田積が記されている点に着目し、

現存する律令公文の中からあえて類似したものを想起するならば、天平12年(740)遠江国浜名郡輸租帳(正集第16卷)などが挙げられようが、残存する記載のみからは比較検討をすることもかなわない。ただ、「並去年以往」との文言から田積の増減に関する内容を含んでいたことは推測できる。『政事要略』に記載のある中央進上公文のうち、「損田七分上帳」、「品位田帳」、「不勘坪付帳」、「没官田帳」、「神封租帳」などには田積の増減について記した部分が含まれることも類推でき、当該文書断片がそのような帳簿を作成するための基礎資料であった可能性も想定しうる。ただし、あくまで可能性の域を出るものではなく、当該文書断片の内容の詳細は不明であるとはいえない。

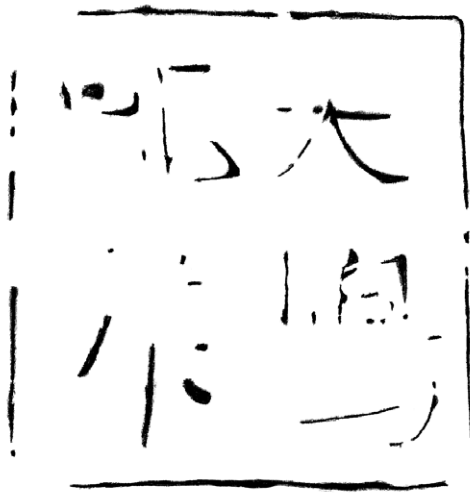
注目すべきは朱方印の存在である。この文書断片のオモテ側には、やや暗めの褐色を呈する朱方印が4顆確認できる。大きさは35mm四方で、正倉院に残る律令公文に捺された諸国印などと比較すると、かなり小ぶりである。それぞれの印影は部分的にしか残っていないが、4顆分を合成すると挿図3のように復元可能である。



挿図1 第80号櫃(中倉202)発見文書(オモテ側)



挿図2 同上(ウラ側)



挿図3 「大嶋□印」印影（合成）トレース図

復元の結果、「大嶋□印」との印文が確認できた。「□」の旁は、恐らく「おおざと」であろう。古代の印章の実例を勘案するならば、この文字は「郡」または「郷」である可能性が高く、問題はこれが郡印か郷印かという二者択一に絞ることができる。

「郡」ならば周防国大嶋郡の印であると考えられ、「郷」ならば養老5年（721）戸籍の存在で有名な下総国葛飾郡大嶋郷のほか、『和名類聚抄』によれば陸奥国気仙郡大島郷、同会津郡大島郷、相模国鎌倉郡大島郷、

信濃国水内郡大島郷、近江国蒲生郡大島郷、備中国浅口郡大島郷、阿波国美馬郡大嶋郷などいくつもの候補があがる。このことを踏まえて、奈良～平安時代の文書に捺された郡印の印影や、各地で伝存、または出土した郡印・郷印の実物の印文と比較しつつ、問題の文字に関して詳細に見ていくならば、「おおざと」の形状、文字全体に占めるその大きさの割合、扁の部分の残画などから判断して、「郷」よりも「郡」と読んだ方が適当であると考えられる。よって、この印は「大嶋郡印」であり、当該文書は周防国大嶋郡で作成されたものと仮定することとする。

以下、この文書断片に捺された印を「大嶋郡印」と推定することの妥当性について検証を試みる。印から得られるデーターとして、まず、印肉材の使用顔料について取り上げてみよう。X線分析法による調査の結果、この印からは諸国印と同様にベンガラ系赤色顔料が検出された（本号年次報告「調査7 古文書Ⅱ 古文書の顔料調査」参照）。このこと自体は、郡印か郷印かの判断材料にはなり得ないが、奈良～平安時代に地方で使用された印肉材料の分析結果としては穏当なものが得られた。

次に、この印の法量について考察する。諸国印の寸法については公式令天子神璽条により一辺2寸と規定されているが、郡印や郷印の寸法については律令に定めはない。よって、古代の郡印・郷印の寸法は、奈良～平安時代の文書に捺された郡印の印影や、各地で伝存、または出土した郡印・郷印の実物を検討することによって割り出さねばならない。

まず、郡印であるが、東南院文書をはじめとする文書に残された印影のうち、印面寸法が判明もしくは推測可能なものについて文書の年紀順に並べたのが表1である（東南院文書に関しては、原本からの採寸は今回が初めてである。その他の郡印については、国立歴史民俗博物館『日本古代印集成（「非文献資料の基礎的研究－古印－」報告書）』所載のデーター等による）。印肉の滲みやかすれ等があるため、印影から印そのものの寸法を正確に導き出すことは非常に困難ではあるが、前後数mmの誤差を前提とするならばある程度は推測可能であろう。この表によれば、天平20年（748）8月26日山背国宇治郡加美郷家地売券（東南院文書第3櫃第41巻）に捺された宇治郡印が54mm四方と最も大きく、貞観14年（872）12月13日石川瀧雄家地売券（薬師院文

表1 文書に捺された古代郡印の印面法量一覧

	文書名	文書作成年月日	所在・所属	刊本等	印の法量(縦×横)
宇治郡印	山背国宇治郡加美郷家地売券	天平20年(748)8月26日	東南院文書第3櫃41巻	東大寺2-391~392	54×54
阿拝郡印	伊賀国阿拝郡柘植郷壱田地売券	天平勝宝3年(751)4月12日	東南院文書第3櫃1巻	東大寺2-88~89	44×44
坂井郡印	越前国坂井郡司解	天平宝字2年(758)正月12日	東南院文書第3櫃12巻	東大寺2-160~161	52×52
坂井郡印	越前国田使等解	天平宝字2年(758)10月7日	東南院文書第3櫃13巻	東大寺2-162~163	52×52
宇治郡印	矢田部造麻呂家地売券	天平宝字5年(761)11月2日	東南院文書第3櫃41巻	東大寺2-392~394	46×45
十市郡印	大和国十市郡池上郷屋地売券	天平宝字5年(761)11月27日	東南院文書第4櫃附録6巻	東大寺3-55~57	42×42
山田郡印	山田郡弘福寺田校出注文	天平宝字7年(763)10月29日	東寺文書 礼	大日古5-459~461	47×44
足羽郡印	越前国足羽郡司解	天平神護2年(766)9月19日	東南院文書第3櫃15巻	東大寺2-168~169	52×50
足羽郡印	越前国足羽郡司解	天平神護2年(766)9月某日	東南院文書第3櫃16巻	東大寺2-170~171	52×50
足羽郡印	越前国足羽郡司解	天平神護某年	東南院文書第3櫃16巻	東大寺2-171~172	52×50
坂井郡印	越前国坂井郡司解	宝亀11年(780)4月3日	林康員氏旧蔵文書	大日古6-603	52×52
坂井郡印	越前国坂井郡符	延暦15年(796)5月4日	石崎直矢氏旧蔵文書	平遺1-7~8	47×47
愛智郡印	近江国八木郷壱田地売券	延暦15年(796)11月2日	国立歴史民俗博物館所蔵文書	平遺1-9	45×45
山辺郡印	大和国山辺郷壱田地売券	延暦19年(800)8月15日	古代学協会所蔵文書	古代文化21-1	42×41
葛野郡印	山城国高田郷長解	承和3年(836)2月5日	角田文衛氏所蔵文書	平遺1-54~55	40×40
宇治郡印	石川宗益家地売券	承和8年(841)10月9日	東南院文書第3櫃41巻	東大寺2-397~399	43×42
那賀郡印	紀伊国那賀郡司解	承和12年(845)2月5日	国立歴史民俗博物館所蔵文書	平遺1-72~74	49×49
宇治郡印	賀茂成継家地売券	承和13年(846)10月11日	東南院文書第3櫃41巻	東大寺2-399~401	45×45
宇治郡印	稲城壬生公物主家地売券	承和14年(847)6月27日	東南院文書第3櫃41巻	東大寺2-401~404	45×45
愛智郡印	近江国八木郷壱田地売券	承和14年(847)9月3日	京都国立博物館所蔵文書	平遺1-79	39~40×39~40
愛智郡印	近江国大田郷長解	嘉承元年(848)3月17日	関西大学図書館所蔵文書	平遺1-80	44~45×45~46
伊都郡印	紀伊国在田郡司解	仁寿4年(854)6月7日	東寺文書 礼	平遺1-96~97	41~42×40~41
愛智郡印	近江国養父郷壱田地売券	天安元年(857)3月8日	京都国立博物館所蔵文書	平遺1-103	45~46×42~43
名草郡印カ	紀伊国直川郷壱田地売券	貞観3年(861)2月25日	神宮文庫文書	平遺1-111~112	46×46
某郡印	石川瀧雄家地売券	貞観14年(872)12月13日	薬師院文書	平遺1-164~165	37×40
添下郡印	大和国矢田郷長解	元慶3年(879)5月27日	松岡弘泰氏所蔵文書	平遺1-182~183	42×42
添下郡印	大和国矢田郷長解	元慶8年(884)5月11日	松岡弘泰氏所蔵文書	東大史料所報24	42×42
添上郡印	東大寺上座慶賛愁状	延喜11年(911)4月11日	薬師院文書	平遺1-317~318	38×43
高草郡印	因幡国東大寺領高庭莊坪付	天慶3年(940)9月2日	東南院文書第3櫃26巻	東大寺2-271~274	45×45
足羽郡印	越前国足羽郡庁牒	天曆5年(951)10月23日	東南院文書第3櫃20巻	東大寺2-257~258	45×45
紀伊郡印	法勝寺領目録	安和2年(969)7月8日	仁和寺文書	平遺2-425~430	46×45
添上郡印	大和国添上郡牒	正暦2年(991)3月14日	東南院文書第3櫃40巻	東大寺2-383~384	49×49
平群郡印	法隆寺僧某家地売券	正暦2年(991)10月23日	吉田文書	平遺2-493	41×43
可兒郡印	大宰大貳藤原経平宅解	承暦2年(1078)12月22日	石清水田中家文書	平遺3-1152~1154	43×41

註

- 1) 刊本の略称と正式名称との対応を以下に掲げる。
大日古→『大日本古文書』編年文書、東大寺→『大日本古文書』家わけ第18・東大寺文書、平遺→『平安遺文』
- 2) 刊本の項に掲げた「古代文化21-1」は西井芳子「延暦十九年付の壱田地立券文」(『古代文化』21-1、1969)を、「東大史料所報24」は石上英一「多和文庫所蔵「大和国添下郡矢田郷長解」について」(『東京大学史料編纂所報』24〔「探訪調査報告 34 多和文庫における調査・撮影」〕、1989)をそれぞれ示す。
- 3) 「坂井郡印」(宝亀11年越前国坂井郡司解)、「山辺郡印」(延暦19年大和国山辺郷壱田地売券)の法量については、三上孝孝「延暦十五年「越前国坂井郡符」にみえる「坂井郡印」について」(『日本古代印の基礎的研究(国立歴史民俗博物館研究報告 79)』、1999)における同印影の復元に基づいた採寸値を掲げた。

書)に捺された某郡印が37mm×40mmと最も小さい。寸法にはややばらつきがあって、数mmの誤差を考慮に入れても最大値と最少値の差はほぼ15mm程度となる。一般的な傾向としては奈良時代の郡印の方が平安時代のものに比べてやや大きいようではあるが、すべての例に関して当てはまるものではなく、差違はその他様々な要因によって生じたものと考えられる。

さらに、伝存・出土した郡印について以下に検討してみよう。具体的に挙げるならば、福島県・番匠地遺跡出土の「磐□郡□」が54mm四方と最も大きく、以下、奈良県・天理大学附属図書館所蔵「御笠郡印」の50mm四方、千葉県・印旛郡八街町出土「山辺郡印」の47mm四方、和歌山県・熊野那智大社伝世「牟婁郡印」の46mm×45mm、宮崎県・西都市教育委員会保管「児湯郡印」の44mm四方、静岡県静岡市出土と伝えられる「安倍郡印」(原品所在不明)の37mm四方などの寸法が確認されている。以上から、所属する国や地域、郡の規模や国内での位置づけ、製作された時期、また、偽印の可能性の問題などを全て捨象しての結論ではあるが、郡印の一辺はほぼ37～54mm程度と考えてよからう。

一方、郷印についてであるが、郷印が捺された文書は遺存しておらず、伝存・出土印について検討するほかない。奈良県・天理大学附属図書館所蔵「次田郷印」の34mm四方、愛知県・豊田市郷土博物館所蔵「伊保郷印」の33mm四方、福島県・慧日寺旧蔵で印影のみ現存する「余戸郷印」の32mm四方などの測定値が報告されており、報告例は少ないものの一辺32～34mm程度と認識してよさそうである。

上記の結果を踏まえると、当該印の35mm四方という大きさは極めて微妙な数値ではあるが、郷印ではなく郡印であるとの推定を覆すほどの要因にはならない。郡印の一辺の長さには現在把握できるものに関してもほぼ15mm程度の幅があり、必ずしも明確な規格があったとは考えられない。およその目安はあったにせよ、律令に規定された諸国印の寸法を越えさえしなければ、郡印には様々なサイズのものがあり得たのであろう。先述のとおり、所属する国の規模・地域、郡自体の規模や位置づけ、また、印が製作された時期にも左右されるであろうし、現存する資料がその全てをカバーしている訳ではない。また、郡印と郷印の大きさの対比にしても、郡印とその管郷の郷印との比較でなければあまり意味をなさない。よって、寸法の面からは当該印を郡印であると積極的に証拠づけるような要素は見出せず、逆に郡印ではないと証拠づけるような要素も確認できなかった。

以上より、当該印を「大嶋郡印」とする推定に関して、他の要素からこれを補強することはできなかったが、印文の残画に基づく判断を覆すだけの反証も見出せなかったもので、本稿ではこれを「大嶋郡印」とであると結論づけておく。先述のごとく、この文書断片に記載された墨書は、現存する、地方諸国の作成した公文類の文字と比較しても全く遜色はなく、郷のレベルでこれだけの文書を作成することが果たして可能であったのかという疑問があった。このことを考慮しても、当該文書を郡の作成にかかる文書であるとする結論は妥当性を有するものと考えられる。

さて、この「大嶋郡印」の製作時期についてであるが、平川南氏による郡印についての検討

結果が参考になる。すなわち、平川氏は、捺された文書の年紀に基づいて郡印の印影を編年で整理したところ、天平20年（748）の山背国宇治郡印には篆書体、天平勝宝から天平宝字年間（749～764）には楷書体が用いられ、その後は篆書体に再度変更された、という流れを見出すことができるとされている。「大嶋郡印」では楷書の「印」字が用いられていることから、平川氏の検討結果にしたがえば、天平勝宝～天平宝字年間のものである可能性が高い。

伝来の経緯については不明である。郡印が捺されていることから考えて、写経所文書のような、公的な経路での中央への進上とその払い下げという過程を想定するのは難しい。また、畿内に所在する郡の文書であれば、廃棄されたものが市などで流通経路に乗り、それを入手するという場合も考えられようが、周防国大嶋郡作成の当該文書に関してはこの想定は困難である。これら以外で、考えられるいくつかの伝来の経緯を提示したい。

まず、周防国から東大寺に直接送られたとする場合である。例えば、正倉院文書の塵芥第32巻に収められた常陸国戸籍などについては、封戸制などを媒介として常陸国から東大寺へと直接送られた可能性が杉本一樹氏により指摘されている。周防国にも東大寺の封戸や荘園は設定されており、同様に送られた可能性も推定できる。ただし、少なくとも大嶋郡には東大寺の荘園はなく、北陸の例のように、東大寺とつながりをもった在地の郡司から荘園の管理に関する文書が直接送られてくるような状況は想定し難い。また、国を介して東大寺へ送られたものであるとしても、この断片につながるか、または類似の内容であるような文書の断片が発見されてもおかしくはないが、現状ではそのような例は見つかっていない。よって、残り方からするならば、上記のように考えることは若干問題を含んでいるのかもしれない。

孤立した断片としての伝来という点に着目するならば、もともと断片として器物に附属していた可能性が想定できるのではなかろうか。そのような例としてまず思い浮かぶのは、緋繩鳥兜（南倉3）に附属して伝来した、いわゆる鳥兜内貼文書である。これらは丹波国から丹後国に宛てられた文書の正文や、丹後国から同国管郡へと宛てられた文書の案文などで、裏には胡人や馬の姿をあらわした画が墨で描かれている。もともと丹後国で保管されていたものが同国内の工房に反故紙として払い下げられ、裏に画が描かれたのち、さらに不要となって舞楽用の帽子の内貼として使用されたのである。内貼として再利用される時点では、製品にあわせて切断されて断片化している。そして、その帽子が製品として東大寺に送られ、正倉院に伝来したという流れが想定されている。この結果、公的な経路で中央に進上されて払い下げられた多くの正倉院文書とは異質の文書が正倉院に残ることになったのである。このように反故文書が器物の材料として使用される例は、鳥毛立女屏風の下貼として使用された買新羅物解や、屏風縁裂の裏打に使われた三河国賑給関係文書や阿波国の作成にかかる文書などとしても見出すことができる。また、製品の材料として使用される以外にも、新羅からの輸入品に附属していた包装紙や充填材として使用されて残った反故文書の例もある。当該文書が断片として伝来し、現状では他につながる断片も見出せないこと、また、郡印の捺された、正倉院に伝来した文書の中では異質なものであることなどを考慮する時、上記の例同様、器物に附属して伝来した可能

性は高い。製品にあわせて切断されていたり、鳥兜内貼文書のような針痕が残されていたりはないが、部分的に確認できる大豆糊らしき物質は器物の素材として利用されていたことを示すものかもしれない。今後、唐櫃第80号納在の塵芥を丁寧に点検することで、この断片につながる断片が発見されることがあるかもしれないが、現状では上記のような伝来の可能性が最も高いと推定する。

以上、推測による部分も多いが、塵芥唐櫃第80号より発見された文書断片についての紹介を行った。オモテ側に界線がなく、現状では記載のないウラ側にのみ施界がなされていることなど残された問題も多いが、関連資料が新たに発見される可能性を想定しつつ、今後の検討課題としたい。

参考文献

- 国立歴史民俗博物館『日本古代印集成（「非文献資料の基礎的研究－古印－」報告書）』（1996）
平川南「古代郡印論」（『日本古代印の基礎的研究（国立歴史民俗博物館研究報告79）』、1999）
杉本一樹『日本古代文書の研究』（吉川弘文館、2001）
東野治之「正倉院蔵鳥兜残欠より発見された奈良時代の文書と墨画」（『正倉院文書と木簡の研究』、塙書房、1977）